

○環境省令第十七号  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第七項及び第十二条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年六月十五日

環境大臣 山本 公一

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後			改 正 前				
<p>（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限） 第十條 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。</p>							
<p>対象狩猟鳥獣</p> <p>ヤマドリ（スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ）（亜種コシジロヤマドリ）（スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。の雌及びキジ（フアシアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（フアシアヌス・コロキクス・カルポウイ）を除く。）</p> <p>ヒヨドリ（ヒブスイベテス・アマウロテイス）</p> <p>チヨウセンイタチ（ムステラ・スイビリカ）</p> <p>ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）</p> <p>シマリス（タミアス・スイビリクス）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>捕獲等を禁止する区域</p> <p>（略）</p>	<p>捕獲等を禁止する期間</p> <p>平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで</p>	<p>対象狩猟鳥獣</p> <p>ヤマドリ（スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ）（亜種コシジロヤマドリ）（スイルマテイクス・ソエンメルリンギイ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。の雌及びキジ（フアシアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（フアシアヌス・コロキクス・カルポウイ）を除く。）</p> <p>ヒヨドリ（ヒブスイベテス・アマウロテイス）</p> <p>（新規）</p> <p>ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）</p> <p>シマリス（タミアス・スイビリクス）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（略）</p>	<p>捕獲等を禁止する区域</p> <p>（略）</p> <p>三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域</p> <p>大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域</p>	<p>捕獲等を禁止する期間</p> <p>平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで</p>

2 法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象 狩 猟 鳥 獣	羽 数 又 は 頭 数
(略)	(略)
(削る)	(削る)

3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一 一 一 (略)

十二 矢を使用する方法

十三 五 (略)

別表第二 狩猟鳥獣(第三条関係)

科 名	種 名
動物界	
一 (略)	
二 哺乳綱	
(一) ねこ目	(略)
いちたち科	テン(マルテス・メランプス(亜種ツシマテン(マルテス・メランプス・ツエンスイス)を除く。) イタチ(ムステラ・イタツイ(オスに限る。)) チウウセンイタチ(ムステラ・スイピリカ) ミンク(ムステラ・ヴィソン) アナグマ(メレス・メレス)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年九月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告

示

2 法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象 狩 猟 鳥 獣	羽 数 又 は 頭 数
(略)	(略)
ニホンジカ(ケルウス・ニホン)	一頭

3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一 一 一 (略)

十二 弓矢を使用する方法

十三 五 (略)

別表第二 狩猟鳥獣(第三条関係)

科 名	種 名
動物界	
一 (略)	
二 哺乳綱	
(一) ねこ目	(略)
いちたち科	テン(マルテス・メランプス(亜種ツシマテン(マルテス・メランプス・ツエンスイス)を除く。) イタチ(ムステラ・イタツイ(オスに限る。)) チウウセンイタチ(ムステラ・スイピリカ) ミンク(ムステラ・ヴィソン) アナグマ(メレス・メレス)

○厚生労働省告示第二百二十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年六月十六日から適用する。

平成二十九年六月十五日

使用薬剤の薬価(薬価基準)及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正)

第一条 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

厚生労働大臣 塩崎 恭久